

第2回日野町議会定例会会議録

平成28年3月25日(第4日)

開会 9時15分

閉会 13時19分

1. 出席議員(14名)

1番	堀江和博	8番	蒲生行正
2番	後藤勇樹	9番	富田幸
3番	奥平英雄	10番	高橋涉
4番	山田人志	11番	東正幸
5番	谷成隆	12番	池元法子
6番	中西佳子	13番	對中芳喜
7番	齋藤光弘	14番	杉浦和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(18名)

町長	藤澤直広	副町長	平尾義明
教育長	今宿綾子	総務政策主監	沢田友男
教育次長	古道清	総務課長	池内俊宏
企画振興課長	安田尚司	税務課長	増田昌一郎
住民課長	橋本敦夫	福祉課長	壁田文
介護支援課長	夏原英男	農林課長	門坂俊男
商工観光課長	外池多津彦	建設計画課長	望主昭久
上下水道課長	中井宣夫	生涯学習課長	山本和宏
学校教育課長	高橋正一	会計管理者	川東昭男

4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	西河均	総務課主査	山添史郎
--------	-----	-------	------

5. 議事日程

- 日程第 1 議第 10 号から議第 34 号まで（日野町行政不服審査会条例の制定についてほか 24 件）および請願第 6 号から請願第 7 号まで（T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書を求める請願ほか 1 件）について

[委員長報告・質疑・討論・採決]

- // 2 議第 35 号 平成 27 年度日野町一般会計補正予算（第 4 号）
// 3 議第 36 号 平成 27 年度日野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

[質疑・討論・採決]

- // 4 決議案第 1 号 T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書決議について
// 5 議員派遣について
// 6 委員会の閉会中の継続調査について

会議の概要

－開会 9時15分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いいたします。
一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷・配付のとおりであります。

日程第1 議第10号から議第34号まで（日野町行政不服審査会条例の制定についてほか24件）および請願第6号から請願第7号まで（TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書を求める請願ほか1件）についてを一括議題とし、各委員長より審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長 5番、谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） 皆さん、おはようございます。平成28年第2回3月定例会の総務常任委員会の委員長報告をいたします。

去る3月18日13時58分より、第1・第2委員会室において開催いたしました。出席者は委員全員、執行側より、藤澤町長をはじめ関係職員の出席のもと、町長の挨拶をいただきました。

はじめに、委員長から、本委員会に付託されました案件について、委員会の審査は案件ごとに行い、議案の説明について議員全員協議会において既に受けておりますので、直ちに質疑に入り、全案件の質疑終了後に一括に討論を行い、その後採決を行う旨諮り、承諾を得ました。

14時03分、議第10号、日野町行政不服審査会条例の制定について、議第11号、行政不服審査法および行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、2件関係がありますので、一括質疑に入りました。

委員より、行政不服審査法の異議申し立てが審査請求という形になっている。異議申し立ての場合、申立人が陳述や審査員への質問の機会が与えられるが、その点がなくなるという点は、本会議の質疑の中でも指摘した。審査会の委員について、現在ある個人情報保護審査会と別組織であるものの、委員は同じ方をお願いするとの話があったが、固定資産評価審査委員会や公平委員会との関連する部分はあるのか。その点についても個人情報保護審査会と同じような感覚で見ているのか。

企画振興課長より、公平委員会は理事者側、労働側、学識経験といった経験のある方をお願いし、組織内での不利益などについての審査であり、性質上は全く異な

るものと考えている。個人情報保護審査会は、法的にこれまでの事例なども含め専門的に審査をしていただく方々をお願いしている。行政不服審査会は、法的に客観的に審査をしていただくということを考えると、専門的な方をお願いすべきということとなる。過去の不服審査件数も1～2例であり、他の市町の実例も踏まえ、国の方も他の審査会で依頼している専門的な方々に依頼することも可能であることから、今回のような形で設置させていただく提案をさせていただきたい。

総務課長より、53年ぶりの行政不服審査法の改正ということで、全面見直しがされた。大きな着目点に公正性の向上があり、従来は、処分をした行政庁に直接不服申し立てをするということがあったが、今回は処分にかかわっていない第三者に対して審査請求を行うということで、処分に関与していない職員を審理員に指名して、その審理員である職員が、申し出のあった町民の方や処分をした者双方からの聞き取りを行い、意見書として取りまとめ、行政不服審査会に諮問をすることになる。不服審査会では、意見書をもとに本人、処分庁からも意見を聞き、第三者機関として審査をすることになる。また、公正性、専門性を担保することで、弁護士、大学教授の方に第三者委員会にかかわっていただく中で審議し、答申をいただく法の制度設計に変わってきたということで、議第10号で第三者機関の設置の条例を提案し、議第11号で関係条例の文言整理を行うというもの。公平委員は民間の有識者が専門的な視野に立って審議されるということで、農業委員会、教育委員会、選挙管理委員会などの行政委員会も第三者的な委員が審議される委員会であることから、行政不服審査法という審理員制度の適用除外になっている。

委員より、第三者機関を設けるということであり、より厳しくなった法律であると思うが、その第三者機関が機能したものであるかが大事である。そういった中で、今後どういったスケジュールで選任を行うのか、また、具体的な例により事務の流れを説明してほしい。

企画振興課長より、今後のスケジュールは、本議会で設置条例の承認をいただいた後に情報公開・個人情報保護審査会の委員の日程調整を行い、先に承認いただいた情報公開・個人情報保護審査会を開催し、同時に行政不服審査会の開催も含め早い時期に委嘱をさせていただきたい。

総務課長より、具体的な例ということでは、税金で固定資産税がこの価格になるかといった事例をもとに説明させていただく。今回の税額を決定した税務課を処分庁といい、町民の方から審査請求を受けるのは総務課となり、審査庁という。審査庁である総務課では、あらかじめ審理員となる候補者を決めておき、案件ごとに処分にかかわっていない職員を審理員に指名する。審理員は、申し立てた本人と処分した税務課に申し立ての趣旨、法的根拠などの話を聞き、意見書をつくり、審査庁である総務課に上げ、総務課から第三者機関の事務局である企画振興課へ第三者機

関への諮問をお願いする。企画振興課では、不服審査会を開催し、諮問に対して必要に応じ町民の方からの意見陳述や税務課からの見解も聞く中で、専門的な視野から公正な立場で答申をされ、答申をいただいたものに対し決定をさせていただくという流れになる。

委員より、条例を無視して仮に事業開発を行ったりした場合に、町が適切な行政処分を行っていない場合も、これまでは行政側と事業者側とで問題の調整を行ってこられたと思うが、今回の法改正で住民が「しっかり処分してほしい」などを申し出ることが可能という認識をしているが、その部分に対しての見解をお願いしたい。

総務課長より、行政処分をすべきものを適正にされていない場合もあることに対して住民さんから処分を求めるということについては、行政手続法の一部を改正する法律が1年早く施行され、ご指摘のような改正があり、昨年の3月議会に日野町の関係条例も改正。

委員より、ハトの餌づけをしてハト屋敷状態である、周囲が迷惑しており、行政指導すべきではというようなものも該当すると思うが、この1年間で改正に基づいて何か声があったことはないのか。

総務課長より、行政手続法の関係は、あくまでも法律や条例を根拠に町が実施すべきことができているなど、法的根拠の有無が前提条件になる。行政手続法の一部を改正する法律が施行され、町の関係条例を整備したことで新たに町民の皆様から何か話があったということは承知していない。

委員より、法整備については、不服審査制度の一元化、審査請求への一本化ということで整備されたと思うが、日野町での不服審査請求の受付窓口も一本化されるのか。

総務課長より、審査請求の受付窓口は総務課で、企画振興課はあくまでも第三者機関の事務局という位置づけである。

14時29分、質疑終了。

次に、議第12号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について質疑に入りました。

委員より、この改正条例が4月1日で施行されるとすれば、28年度から日野町でも人事評価を実施されると思うが、場合によっては、状況報告で評価をしない、していないという報告もあるのかもしれないが、その点はどうか。人事評価を実施するという前提で、そのための準備はできているのか。人事評価で一番大事なことは、評価そのものよりも、事務分掌の際に仕事の標準化ができているのかどうか。標準化とは、仕事の難しさとか、かかる時間とかが合理的に職員の合意成形の中で基準が設けられているかどうかと思うが、そうしたことの準備は整っているのか。

総務課長より、現在、町では人事評価マニュアルを作成し、それに基づき評価者と被評価者が面談し、今年度どういう目標を持って仕事に取り組んだか自己評価のヒアリングを行い、評価している。その評価者の評価をもとに、二次評価者が一次評価者の評価が適正かどうかを再評価していくルールをつくっている。試行錯誤しながら進めているが、しっかりした制度としていくには、もう少し時間がかかる。特に当初の目標設定が、組織として被評価者の目標として適正なのかどうか、目標は新採職員から管理職まで職責が異なるが、職責に応じた組織の業務、重要度の配分を見きわめるのが難しい。新年度は各グループで話をし、まず組織としての目標を決め、個人の目標設定をすることになる。

委員より、目標設定の前の段階の話で、役場の仕事の難しさや業務に要する時間の基準があるかという点で、その標準化ができていることにより評価が上がったかなどが客観的に分かるし、職員側から自己申告する場合でも説得力を持ってくる。逆に、それがないと、自分は難しい仕事ばかりをしているなど主観で思って評価までいくと、評価を出しても不満は払拭できないことがありがちになる。仕事の標準化マニュアルは余りないが、実践し、試行錯誤しながらノウハウを蓄積していくものであるということを知っておいてもらいたい。

委員より、評価をどう利用するのか。評価者と被評価者の関係はどうなるのか。年度内で何回くらい途中段階でのチェック機能を設けようとしているのか。

総務課長より、組織として、どういう課題があり、目標設定をどうするのか共有をしていく。共有している目標に向かって、職員がコミュニケーションを図りながら目標の達成に向けて努力をしていく、その積み重ねが人材の育成にもつながる。これらが人事評価の意義になる。その部分が一般的に言われている勤務評価とは異なると講師の先生もおっしゃっている。評価者の対象者は正規職員で、当初に目標設定を行い、中間時期と最終時期に面談を行うことになる。被評価者と評価者の関係は、一般職員には、各グループリーダーが1次評価者、その上席である参事等が2次評価者で、グループリーダーについては、その上席の課長補佐、参事という管理職が1次評価者で、2次評価者が課長、課長は、主監が1次評価者、副町長が2次評価者としている。

委員より、評価の対象は正規職員で、評価を昇給、昇格に反映することになるのか。

総務課長より、対象者は正規職員全員、昇給、昇格への反映は、4月の定期人事異動の際に限られた人数の中、これまでから評価をしながら行っており、人事評価制度とのリンク方法は引続き検討し、試行錯誤しながら進めていく。

委員より、個人的にも組織的にも重要な位置づけとなると思う。非常に難しいので細部にわたり詰めていく必要があると思うので、よろしく願いたい。

委員より、今回の法改正で退職管理があるが、退職された職員が営利企業に行かれて現場の職員にいろいろ話をされることを防ぐことが一番の目的という話を聞いているが、職員の退職管理のこういった部分を把握、管理していくのか。

総務課長より、退職者が再就職をされる場合は、こういったところに再就職をされるのかの管理については、一定行っていく必要があると思う。

委員より、今回の改正では、その部分を管理ということなのか。

総務課長より、日野町と再就職先との間に契約や処分行為がかかわるようなところについては、退職前5年間の職務に関し、離職後2年間、職務上行為を現在の職員に要請することは禁止をすることである。日野町と契約、処分の関係がない就職先については直接関係がないが、そういったところに就職されているかどうかを着目していくということになるので、再就職先については一定把握し、職員へも周知していく必要があると考えている。

委員より、先ほど、「一般的に言われている勤務評定のようなものではない」と言われたが、勤務評定でないならば、条例の中には職員の人事評価の状況と書かれてあり、次に勤務条件に関することとある。それら総合して人事評価と総括すべきでないかと思うがどうか。

総務課長より、民間の勤務評価がどういうものか承知してないが、勤務評価とは何かということであると思う。国の法律改正の概要では、従来の勤務評定は、評価項目が明示されていないとか、上司から一方的な評価で被評価者は結果を知らないなど、人事管理に十分に活用されていないという問題点がいろいろと指摘されており、従来の勤務評定とは違うということが書かれていたので、そういった意味で申し上げた。目標は、職責に応じてしっかりと勉強し、法的根拠を持ちながら応えられるよう資質を上げていくということは当然であり、若い職員は、自分の与えられた仕事は、上司に聞き、勉強しながら仕事分かるようになることも目標であるが、目標の共有化を図りながら進めていくのが大きな意義と講師の先生もおっしゃっているので、そういったことができるようにこの制度を生かしていかなければとの思いで答弁をさせていただいた。

委員より、人材育成、また組織力強化し、住民に期待される組織となるよう、目標を持つわけである。議員も選挙を通じ住民の目線でいろいろな施策を考えると、いうことをよく言われる。住民から「職員がこんなことをしている。議員さん、こんなことおかしいのではないか」と言われ、議会で指摘したら、「地方公務員は憲法で保障されている」という答えが返ってきたことがある。そうすると、住民から見た目で期待されるのと、評価しようとする人が、そんなこと期待されているが、憲法で保障されているから期待されることを言われても論外の話ということであれば、そこで物事が成り立たないのではないか。

総務課長より、人事評価制度は、地方公務員法の改正によりやっつけていかなければならないということで、難しいというご意見もいただく中ですが、試行錯誤しながら進めていきたいと考えている。業務の中での人事評価ということになるかと考えている。

委員より、少し話がかみ合っていないが、例えば、職員さんが朝8時30分からの勤務なので、8時20分なら憲法に保障されているので勤務時間外と理解されればよいが、一般の方が見て、役場に登庁され職席に着けば職員とみなされるわけである。勤務状況の評価は、8時半以降ならよいけど、8時半まではだめですよという評定をされるのか。

総務課長より、町の職員は、家にいても町の職員という思いで見えていただいているということは承知をしている。職員はそのように見えていただいているという認識を持って普段も仕事ではないが、生活をしなくてはならないかと思っている。ただ、人事評価というのは、業務に対して評価ということであるので、その点をご理解をいただきたいと思う。

委員より、住民目線で見えてどう思われるのかという点を問うわけである。法令により、業務の部分によりチェックするという事も申されたが、役場に対して住民さんは一体的に物事を見られているので、その点は十分に考えながらお願いしたい。小学校で国家斉唱のとき、どんと座られたりされるのを見て、住民さんから「議会で何とか問題になりませんか」と言われ、「政治家としての行動であり、どうこう言える立場ではないです」と説明はしておいたが、人を評価する対場にある人となない人とのことをきちんと判断して、人から言われぬように、住民さんはそうした目線で見られているので、業務だけでなく、あらゆることに気を張っていただきたいということをお願いしておきたい。

委員より、議長の言われることも制度設計上反映できることもあるので、アウトカムで目標設定することである程度は反映できると思うし、アウトカムの部分をどのように数値化するかは難しさはあるが、アウトカムの視点である程度は反映できると思う。

委員より、人事評価の問題については、主観的な部分が入ることについて、きちんとしておかなければならない。大阪市の問題でもひげや入れ墨がどういった評価につながる可能性などがあり、業務とそうでない保障されている部分と明確に分ける。この職員の話し方は淡白やといった感じで評価をすることでないということを押さえておかなければならないということと、いやそれも反映される可能性があるということについては、ひとり歩きしないように対応をお願いしておきたい。

15時04分、質疑終了。

次に、議第13号、日野町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改

正する条例の制定について質疑に入りました。質疑はありませんでした。

15時04分、質疑終了。

次に、議第18号、日野町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

委員より、日本奨学金資金で借りていても、重複して町の奨学金を借りることができるということで、これまで住民の方々からの要望も聞いており、今回のような制度になることはよかったと思う。今後、学生さんや学校に制度が変わったことを周知する方法についてどう考えているのか。

学校教育課長より、町として奨学金制度があることの広報は、広報ひので周知をしているが、4月からの新たな制度改正の部分については、町のホームページや日野め〜る等で広報をしていくことが大切であると思っている。

委員より、奨学金の借り入れは、通常入学までに事前に手続き等をする必要があると思うが、入学後も制度上、借り入れ手続きが可能なのか。

学校教育課長より、町の奨学金は、受付期間を4月1日から4月30日までとさせていただいている。ちなみに他の奨学金にあるような入学前の準備資金を貸し付けていない。

委員より、対象者を広げられようとしていると思うが、第6条に「高等学校等」「大学等」と「等」をつけたことによる対象は何であるか。

学校教育課長より、貸し付け対象とする「高等学校等」「大学等」の範囲について、第3条1項において、学校教育法の規定に準じてより詳しく規定しようとするものです。条例第6条でこの今日分を引用して「等」と表記したものです。

15時06分、質疑終了。

次に、議第33号、平成28年度日野町西山財産区会計予算について質疑に入りました。質疑なしで、15時6分、質疑終了し、各案一括で討論に入りました。討論はなく終了し、採決に入り、議第10号、日野町行政不服審査会条例の制定についてほか5件について一括採決し、全員起立で可決決定しました。

15時8分、町長の挨拶をいただき、暫時休憩に入りました。そこで執行側は退席いただきました。

15時25分、再開。

本委員会に付託のありました請願第7号、「平和安全法制」の廃止を求める請願について、紹介議員の趣旨説明を受け、質疑に入りました。

委員より、紹介議員が所属する政党は、以前は自衛隊反対であったが、最近、自衛隊を認められていると言われているが、その点間違いはないか。

委員より、共産党は、憲法9条から自衛隊は好ましくない立場をとっている。ただし、好ましくないけれど、現状から見て法律の範囲内の枠であれば了解している

部分があるが、これまでの過程の中で理解されるもので、認めたか認めていないかという論調ではない。

委員より、最近の論調を見ても、過去から現在に至っては経過が変わってきているということなので、そのように認識している。日本が海外で戦争するとあるが、海外はどこを指しているのか。

委員より、地球的規模と理解してもらえればよい。

委員より、海外とは海を隔てた国とある。日本の領土はどのくらいあるのかご存知か。

委員より、分からない。

委員より、日本の領土は約38万キロ平方メートル、世界160カ国のうち、領土を保有している国は61カ国、どれだけの排他的経済水域、通称200海里が影響するかは、38万キロ。日本は海に四方を囲まれていて、領土から200海里の地域は日本の経済水域である。領土の広さは、日本はロシア、カナダ、米国などに次ぎ世界の7番目になるが、海の上で侵害をされれば日本は安全保障として防衛せざるを得ないというのがスタンスであると思うが、これも戦争というのか。

委員より、日本に攻められてきていないのに、活動支援などの名のもとに他の国の軍事支援に日本の自衛隊が参戦させられる、これ自体が大きな問題であると私は認識している。

委員より、世界の紛争の原因は、ほとんどが領土問題。日本が国際法で認められている200海里までの日本の領土に経済的開発をすることは可能。その領域に侵入してくる者があればどうするのか。その際には、安保法制という法律は、どのような形になるか分からないが、つくっていく必要があるというのが私の考え方。

委員より、国際的な紛争解決手段として、武力的な手段を放棄することが憲法9条に明確に明記されているが、戦争が起こっている原因は領土問題と同時に、資源獲得の問題が領土問題につながっている。これが解決されれば戦争がなくなると思う。第二次世界大戦の反省の上で、軍を持たない、武力行使の放棄、国際的紛争に武力を用いないなどを明確にしてきたことは守っていく必要がある。

委員より、他の国まで行って戦争するという事は論外な話で、今の安保法制では、日本が攻められても攻撃できないので、何もかもだめということではなく、自国を守る法整備は行うべきという点を押さえておく必要がある。

委員より、日本が攻められた場合どうなるのか、自衛隊法、警察の法律など国民が知恵を出し切っているやられると思う。海外で、外へ出て戦争をしようと拡大解釈されていくことに問題があることを指摘している。

委員より、憲法で専守防衛の自衛権は認められていると解釈している。安全保障関連法案の採決には、国民の80パーセントが反対であるという中、説明責任を果た

していない状態で強行採決し、成立したものであるので、廃止の請願を上げさせていただいた。

委員より、立憲主義の部分は、憲法99条の部分で永年固定化した解釈を安法法制のために解釈を変えたことが、憲法に従うというよりも従わせたことになり、立憲主義に違反するという捉え方をしている。憲法9条1項の戦争放棄は大方の国民的コンセンサスが得られていると思うが、2項の軍隊を持たない、交戦権を認めない部分で、1項を守るためには2項は絶対的な条件と解釈するのか。自衛権というのは、どの国でも認められている本来の権利であるが、敗戦国としての戦後秩序でこの先も日本を守っていけるのか。情緒的な話で理論的な話がされていないのが現状で、国民的な議論をすることがまず大事であると思う。

委員より、北朝鮮が今日ミサイルを発射したが、日本がとるべき対策として何が現実でふさわしいと紹介議員はどう考えているか。

委員より、武力を武力で抑えることになると戦争になるので、平和交渉で話をしていくこと、挑発に乗らないで冷静に判断し、見ていくことが大事であるという認識で見ている。

委員より、日本の安全保障のバックには、米国がいることは間違いのない事実。日本の戦後の安全は、現状も含め、現実的には米国の傘で守られているという分析が一般的。世界のあらゆる国際政治学の研究者が結論として出しているのは、全員が武器を捨てればよいことで、目指すべきところであるが、現実的な部分ではパワーオブバランス、つまり、残念ながら武力と武力の均衡が保たれて平和が保たれると言われている。米国が財政状況の厳しい中で撤兵する中で、中国などが進出してきている状況が生まれてきている。資源目的で侵略してくる国に対し、まだバランスが崩れていないことを示すことが平和につながり、そのための最低法整備が必要であると考えている。

委員より、自衛隊といえども武力行使はしていない、海外に出てはいけないという歯どめがあったことと、経済が今まで伸びてきたのは、海外に企業が進出しても日本は戦争しない国ということで活動できてきたということがある。戦争のない国にしていこうということを真剣に考えると、平和的外交はできるはずであるが、別の方に向いてしまうところに問題があると思う。

委員より、請願書は、戦争法案であると厳しい言葉が使われているが、今の政権が本当に戦争をするために促進しているのか。日本を平和に導くための手段として考えている。中身においていろいろ問題があることについても、国会の中でもっと議論をすることが必要で、請願より、もっと国会で審議してほしいというほうが今の段階においてはいいのではないか。

16時04分、審議を終了し、ただちに討論に入り、賛成の立場で討論され、ほかに

討論はなく、採決に入り、請願第7号「平和安全法制」の廃止を求める請願について採決し、起立少数により、請願第7号は不採択と決しました。

委員長の責任において、委員会報告を行う旨諮り、承諾を受けました。

16時07分、総務常任委員会を閉会しました。

以上で総務常任委員会委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、産業建設常任委員長 9番、富田 幸君。

9番（富田 幸君） それでは、平成28年第2回定例会産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

去る3月22日午前8時58分より、第2委員会室において産業建設常任委員会を開催いたしました。出席者は、委員全員と杉浦議長、執行側から町長、副町長、総務政策主監、上下水道課長、建設計画課長、総務課長ほか関係職員の出席のもと、町長、議長の挨拶を受け、本委員会に付託のありました議第17号、日野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてほか4件でありましたが、議案の説明については、先の全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

はじめに、議第17号、日野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。

委員より、改正により日野町では150万円減収との説明を受けたが、増となるもの、あるいは減となるものがある。基本的な考え方はどうか。国準則によるものと思われるが、大都市の状況、県内の状況はどうか。また、新旧対照表ページ83の「地下に設ける電線その他の線類」に下線あるが、額に変更ないのはなぜかとの問いに、答弁として、道路法施行令改正により町も改正するものであります。今回の改正では、ほとんどが減額となっています。固定資産税評価額を参考にしているため、これまで甲乙丙の3区分で、日野は丙の町だったが、第1から第5級の5区分の4級該当になった。県下6町のうち、日野町は町では最後の改正となる。市は独自設定もあり、乙から4級の大幅に減となる市もあり、影響を見きわめているところもあります。大都市については、ほとんどが1・2級に該当しているものと思われま

す。

委員より、市のことを思うと減り幅少ないということでよいのかとの問いに、答弁として、新旧対照表については、表の全部改定なので下線がついています。

議長より、占用料100円未満の件数はどれだけかとの問いに、2件だけであるとの答弁でした。

委員より、屋外の看板も占用料の対象となるが、必佐バイパスの県有地で境界を食い込んでいる件について、田んぼが終われば撤去することだったが、町の考えはどうか。答弁として、枠のみが残っており、看板とはなっていない。県有地な

ので、県が適切に対応されると思っています。今後も県と連携をとっていきます。

ほかに質疑なく、次に、議第22号、平成27年度日野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題としましたが、質疑なく、次に、議第23号、平成27年度日野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、ディスポーザー設置補助について、昨年に続き減額することとなった。町長、課長は設置されたと聞くが、ほかの町職員の状況はどうか。副町長はどうされているか。よいものならもっと普及すべきと思うとの問いに、副町長より、自宅は設置をしております。鎌掛では組合でPRをしています。鎌掛では10軒くらいが設置していると思われます。

答弁として、努力はしているが啓発が足りないと考えています。今後、女性をターゲットにしていきたいと考えています。

委員より、東桜谷公民館に設置してあるとのことだが、利用者の感想はどうか。また、肥料についても総集会で説明してほしいと言っています。

答弁として、公民館では東桜谷、南比都佐、鎌掛に設置しているが、東桜谷は設置後すぐに線が切れたりしたこともあり、余りよい評価をいただいている。肥料については、鎌掛はどんどん使ってもらっています。地域によって違うが、9施設中8施設で行っており、うち5カ所はよく利用してもらっています。

ほかに質疑なく、次に、議第29号、平成28年度日野町公共下水道事業特別会計予算についての質疑に入りました。委員より、公共下水道事業も終わりに近づいてきた。現在は工業団地をやってきており、完成のめどはどうか。今後は雨水排水計画を進めようとしており、町道大窪内池線の側溝工事も始まったが、ここに落とし込んで日野川へ抜くことが必要と考える。全体の計画はどうなっているか。

答弁として、平成28年度は第2工業団地の一部をつなぐ予定で、これは対象企業の浄化槽の老朽化によるものである。東りさんも二、三年前から要望があり、流域下水道も施工していただくことから、接続を行うこととなります。最終年度がいつになるかははっきり言えないが、順次進めていくところである。雨水排水も進めていきたい。平成27年度は、全体計画の見直し、特に日田から上流の西大路までの排水計画の見直しを行っている。全体計画では、国道307号沿いに水路を計画していたが、分割して日野川へ流すこととした。全体計画がまとまりつつあるので、各関係者へ説明し、了解を得ているところである。平成28年度からは、詳細設計をしていく。基本は雨水幹線からの整備となり、何年かに分かれるので、地元にも説明に入っていきたい。

委員より、工業団地は早くつながないと流域負担金が払い損になる。庁内連携して関係各課から十分PRして進めてほしい。大窪内池線は流量をどれくらい見込ん

でいるのかとの問いに、答弁として、商工観光課とも連携してPRしている。しかし、各会社も浄化槽の修理が必要となるまでは難しいが、努力をしていきたい。流域の建設負担金については、5.11パーセントであったが、町長に陳情してもらい、2.3パーセントに見直しがされた。また、大窪内池線については、雨水排水事業の計画の雨量も考慮をしています。

ほかに質疑なく、次に、議第30号、平成28年度日野町農業集落排水事業特別会計予算についての質疑に入りました。

委員より、今回の機能強化工事は鎌掛と西桜谷地区とのことだが、改修内容の中心は何か。

答弁として、不明水対策です。管路やマンホールのつなぎに地下水が入ってくる。雨水が路面から伝い、マンホールふたの周りから浸入するものを防ぎます。処理場は、ブロワやポンプのオーバーホールを行い、6割の補助金で工事を実施している。

委員より、不明水は田んぼに水を張る時期が多いのか。

答弁として、鎌掛地区以降はマンホールの接続部分にゴムのパッキンを使用しているので問題は少ないが、南比都佐、砂川、西桜谷地区は、田んぼの時期に水を張ると不明水が多くなるため、機能強化工事で対応を行いました。

委員より、公共下水道にも同じことが言える。公共下水道は大丈夫かとの問いに、答弁として、同様であります。一昨年の大雨で下水道に水が流れ込み、流域の施設でも水が噴き出たので対策をしています。町も対策が必要と考えている。

委員長より、砂川地区で対策工事がされているが、これで全て終了したのかとの問いに、答弁として、今年度で2回目の機能強化工事が終了した。砂川地区全体のマンホール周りの不明水対策は完了した。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、反対討論なく、採決に入り、全員起立により当委員会に付託のありました議第17号、日野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてほか4件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で提出案件のうち本委員会に付託のありました案件の審査を終了し、午前9時40分、町長の挨拶をいただき、ここで執行部側の退席があり、暫時休憩としました。

午前9時55分、審査を再開し、請願第3号、T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書を求める請願についてを議題とし、紹介議員の趣旨説明の後、質疑に入りました。

委員より、12月議会ではT P Pから命と暮らしを守るということで意見書を出したが、国会決議を遵守することの部分に逆に弱くなった印象がある。弱くならないようにしてほしい。

また、委員より、1の広く情報を公開することは当然である。2の国会決議は確実に守る必要があるなどの意見がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、反対討論なく、採決に入り、全員起立により、請願第6号、TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書を求める請願については、採択するものと決しました。

次に、意見書（案）について審議を行いました。

配付いただいた意見書（案）の内容について、委員より、文言の中で「国会決議が遵守できているか」は「国会決議を遵守するため」と修正してはどうか。

また、議長より、最終段落を「記」でくくって強調してはどうか。

委員長より、ただいまの意見を取り入れ、委員長一任で提出をいたします。

また、全員賛成なので委員長名で提出し、提出先は意見書（案）に記載のとおりと決しました。

以上をもって本委員会に付託されました案件は全て審査を終了し、午前10時30分、委員会を閉会しました。

これで産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、厚生常任委員長 12番、池元法子君。

12番（池元法子君） それでは、平成28年第2回3月定例会における厚生常任委員会の委員長報告を行います。

平成28年3月17日木曜日午後1時56分から、第1・2委員会室において、執行側より藤澤町長、平尾副町長、沢田総務政策主監をはじめ各担当課職員と、議会側は議長、厚生常任委員8人全員出席のもと開会をいたしました。町長、議長挨拶の後、本委員会に付託されました案件ごとに審査に入りました。

まず、議第14号、日野町福祉医療助成条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入り、委員より、中学生まで拡大されたことはありがたい。各市町でも拡大されているが、県の医療費助成の状況を聞きたいとの質問に対し、当局より、今県議会で6歳未満の自己負担額の撤廃と所得制限の撤廃について審議されている。従来、町補助で自己負担分を補っており、県に対して2分の1出しているので、その分は移行しても残るとのこと。

また、委員より、県議会でそのことが通れば、町の負担はどのくらい減るのかとの質問に、当局より、町単で700万円前後支出しているので、350万円相当の負担減となるとのこと。

他に質疑なく、次に、議第15号、日野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入りました。

委員より、人事配置、サービス等の基準は国の基準に沿っているのか、また、運

営推進会議は何回開かれるのか、介護サービスの内容は変わらないのか、要支援1、2についても現行のままなのかとの質問に、当局より、国の基準どおり条例で定めるもの。新たに地域密着型に移行することにより、運営推進会議を開催する事項が入った。会議は6カ月に1回以上、年2回の開催が必要。サービス内容は、それまでの通所サービスと変わらず、影響はないと考えている。なお、地域密着型通所介護は、要介護の方のサービスとなり、要支援の方は、総合事業に移行する平成29年度末までは、経過措置として従来の県が指定する予防給付の介護サービスを受けられることとなるので影響はないと考えているとの答弁があり、他の委員より、運営推進会議は今回の改正において新しくできたものか、また、今回の地域密着型通所介護サービスに限定したものなのかとの質問に、当局より、今回の制度改正により新たに必要となったもの。その会議は、地域密着型通所介護だけでなく、地域密着型サービスにおいても運営推進会議を開く必要がある。1例として、小規模多機能型居宅介護のサービスを提供しているさくらの里で運営推進会議が開催されており、町の職員も委員として出席しているとの答弁がありました。

他に質疑なく、次に、議第16号、日野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入りましたが、質疑なく、次に、議第20号、平成27年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑に入りました。

委員より、出産育児一時金の420万円の減額は、対象者の減のためか、今年度の状況を聞かせてほしいとの質問に、当局より、国保の対象者の減による。支給人数は、平成27年度は予算30件に対し17件、26年度は、予算は同じく支給が18件、25年度は25件であったとの答弁がされ、他の委員より、低所得者対象軽減の人数と国からの入についての質問があり、当局より、保険基盤安定繰入金については、今回の補正は408万7,000円。27年度軽減措置拡大部分の増額であり、県4分の3、町4分の1のルールとなっているとのこと。

また、同委員より、前回、基金繰り入れしたときから国保料は上がっていないのか。また、30年度までの見通しはどうかとの問いに、当局は、平成22年度に5,000万円繰り入れをし、23年度に税制が変わってからは保険税率は変わっていない。26年度、27年度は医療費が伸びており、28年度に5,000万円を繰り入れたが、いつまでもつか見通しは難しい現状であるとの答弁がされました。

他に質疑なく、次に、議第21号、平成27年度日野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について審査に入りましたが、質疑なく、次に、議第24号、平成27年度日野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について質疑に入りました。

委員より、地域支援事業補正の一次予防事業費の委託料の減額と任意事業の委託

費の減額の内容について質問が出され、当局より、一次予防事業費の委託料は、おたっしや教室、高齢者交流サロンの委託料などを主に計上。サロンは、当初予算300万円を見込んでいたが、実績は、支出は30万円程度となる見込みで大幅減となった。おたっしや教室も地域で実施されているが、予定より少なくなった。また、配食サービス利用者の減、訪問介護のヘルパー利用件数の減などから、新たな事業を委託すると、さらに減が見込まれるために未実施となったことで、大きな減額となったとの答弁があり、同委員より、28年度当初予算と関連するが、介護を受けないために健康寿命を延ばすことがポイントであるが、これらの事業がなぜできなかったのか検証されているのかとの質問に、当局より、啓発によるPRとともに、実施主体が地域であるので、新年度は生活支援コーディネーターの設置の予定がある中で、連携して実施箇所を広めていきたいとのこと。

他の委員より、さまざまな地域事情の違いがある中で、新年度のサロンの取り組みの目標はとの質問に、当局より、サロンについては、現状は3地区、新年度は6地区に広げていきたい、啓発にも努めるとの答弁がされました。

また、他の委員より、サロン事業の地域取り組みがされやすいよう、回数など基準緩和の意見が出されました。

次に、議第25号、平成27年度日野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての審査に移りました。

委員より、特別徴収、普通徴収の保険料の減額理由と対象者人数についての質問が出され、当局より、平成27年度保険料は26年度所得に課税しており、年金の0.7パーセント減額改定が反映された。人数は、平成28年2月現在で65歳以上の障がいを持っている人58人を含め、3,277人であるとの答弁があり、他に質疑なく、次に、議第27号、平成28年度日野町国民健康保険特別会計予算についての審査に入りました。

委員より、出産育児一時金は昨年度と同額である。実績は減っているのに同額の理由はとの質問に、転入者の国保の方にも給付するので、予算は多目に見ているとのこと。

また、他の委員より、毎年2,000万円ずつ保険料が減っているが、所得が減っているということなのかとの質問に、当局より、65歳以上の高齢者が占める割合が42パーセントを超えており、年金収入等低所得者が多いことが影響している。対象人数も減ってきている。税収の予算見積りは、現在確定申告の時期であり、27年10月現在の調定により算定しているが、厳しい見通しは間違いないとの答弁があり、また、委員より、後期高齢者支援金について、1,000万円の減額がされているのはなぜかとの質問に、当局より、広域連合に対して交付するためのもの、過年度の精算に伴い減額となっているとのことでありました。

また、他の委員より、高額療養費が昨年度と比べ増えている理由について質問が出され、当局より、件数、額ともに増えている。27年度補正でも入院が増え、高い医療費になった。また、平成27年1月から高額療養費限度額が3段階から5段階に変わったことにより、今まで8万円を超えて給付していたが、5万7,000円を超えると給付することになり、人数も増えることになったとのこと。

他に委員より、法定外繰り入れや督促手数料などに関する発言がありました。

次に、議第28号、平成28年度日野町簡易水道特別会計予算について、審査に入りました。

委員より、給水車の台数、タンクの水の取り扱いについて質問が出され、当局より、3トン車1台、1トンタンク1台、500リットルのタンク3個を所有している。タンクの水はその都度給水し、出動しているとのこと。

また、委員より、熊野浄水場の修繕についての質問について、当局より、浄水場の膜処理ろ過ポンプやサンプリングポンプのオーバーホールとバッテリーの取りかえであるとの答弁がされました。

他に質疑なく、次に、平成28年度日野町介護保険特別会計予算についての審査に入りました。

委員より、第7期介護保険計画を平成28年度から29年度にかけて策定ということで、変更、全体の概要、ポイントを伺う質問が出され、当局より、平成27年をめぐりに地域包括ケアシステムの構築を目指すにおいて、新総合事業など地域支援事業がポイントになると考えている。また、平成29年度計画策定に当たり、28年度では調査を実施し、基礎資料とするとのこと。

他の委員より、認知症の初期集中支援チームについてと総合相談事業や地域ケア会議の関連性についての質問があり、当局より、支援チームは、医療系、福祉系の専門職が対象者の訪問により実態把握をし、その後、医師、看護師等の専門職を交えて会議を開催し、今後の支援策を策定、6カ月をめぐりに支援し、その後、ケアマネジャーなどに引き継いでいくもの。また、総合相談事業は従来からある基本的な地域包括支援センターで実施している訪問、相談事業である。地域ケア会議は、対象者にかかわる民生委員、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員、地域支援者などがどのように支えていくかを議論する個別地域ケア会議で、その中で出てきた課題等を医療、介護の専門職が参加する会議において検討し、施策につないでいくものであるとの答弁があり、そのほか白寿荘の多床室問題や介護医療マップの発言がありました。

次に、議第34号、平成28年度日野町水道事業会計予算について審査に入りました。

委員より、収益的収入の給水収益で990万円の減額要因、支出の臨時水質検査手数料の検査とは何か、給水費の600万円増は県水の関係か、町の水道料金は上げないと

聞いているが、それでよいのか、委託料が800万円上がっているが、施設の維持管理費の詳細を伺う等の質問が出され、当局より、平成27年度、水量が落ちているのは節水の関係であると思われる、臨時水質調査は漏水があったためである、給水費の増額は、県水の受水費の値上げをするためである、委託料については、管路図のシステム改修で、実際使っているものを充実するため、また、施設の耐震診断の実施、内池地先で管路の中の濁り調査を実施し、新年度管路内の清掃を行い、今後このような形で維持管理していくとの答弁がされました。

また、他の委員より、総合管理計画の中で、配水管等の改修は何億とかかるが、今後の方針を伺う質問が出され、当局より、日野町水道ビジョンが平成23年3月に策定され、管路の修繕に32年度から2億円かかる計画であり、北山幹線は前倒しして平成26年度から国費を使い、直している。そして、管路システム施設台帳整備もしていくとの答弁がされました。

他に質疑なく、質疑を終了し……

議長（杉浦和人君） 委員長、第32号が抜けています。第31号は議案を言わんと平成28年から入ってまして、32号が。

暫時休憩します。

—休憩 10時21分—

—再開 10時22分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

12番（池元法子君） 済みません。議第32号、平成28年度日野町後期高齢者医療特別会計予算についてが抜けておりましたので、それを追加いたします。

委員より、全面総報酬割の導入の影響はいかがか、繰入金はどうかとの質問に対し、平成29年までの間で切りかえていくと聞いている、動向は注視したい。当会計の繰入金は保険税収納分と保険基盤安定繰り入れのルール分を広域連合へ納付する予算としているとの答弁があり、次に、議第34号に移りました。

議第34号の審査終了の後、他に質疑なく、質疑を終了し、議第14号から議第34号の12議案の討論に入りましたが、討論なく、一括採決を行い、全員起立により原案どおり可決すべきものと決しました。

町長閉会挨拶を受け、午後3時50分、厚生常任委員会を閉会いたしました。

議長（杉浦和人君） 次に、予算特別委員長 13番、對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） それでは、平成28年第2回定例会3月議会の予算特別委員会の報告を行います。

3月15日、16日の両日にわたって平成28年第2回定例会3月議会の予算特別委員会を開催いたしました。

最初に、3月15日午後2時から議会委員会室におきまして開催されました予算特

別委員会は、今議会に提案されました議第19号、平成27年度一般会計補正予算（第3号）、5,461万7,000円増額の審査を行いました。

出席議員は全員であり、また町執行側より、町長、副町長、教育長をはじめ、総務政策主監、教育次長、関係課長、参事、担当職員が出席いたしました。

まず最初に、一般会計補正予算のうち、歳入、議会費、総務費、消防費、民生費、衛生費、公債費について審議に入りました。

歳入に関して、委員より、各種基金積み立てに関して、現在のマイナス金利政策の影響はどうか。まちづくり応援基金積立金が335万5,000円追加され、433万円となる。近年と比べ少し多いようである。どのような方面からか、また用途の指定はどうかの問いに対して、マイナス金利の影響について、基金の運用は半年定期のため今年度は大きな影響は出ない。来年度については、各金融機関から0.01～0.03パーセントの減の要請があり、厳しい状況になると思われる。ふるさと納税の大口は、東京の方で200万円、地元で開業されている方で170万円いただいた。用途についてはまちの活性化、福祉医療の充実となっていると答弁。

総務費に関しては、委員より、地方創生交付金事業の空き家定住促進助成金の予算額150万円は利用者がなかったようだが状況は、婚活事業の補助の利用地区はどの問いに対して、空き家定住促進助成金1件30万円を5件分予算化したが、町リフォーム助成と同様に、報償品費へ振り替えた。利用者は2件60万円である。婚活事業助成金利用地区は、南比都佐地区とあと1地区と聞いておりましたが、実質は南比都佐地区のみとなる可能性であるとの答弁。

委員より、個人番号カードの申し込み状況の問いに対して、3月8日現在1,029名との答弁でした。

そのほか、自治体の情報セキュリティの強化等について、また、消防費では、消防団員3名のけがによる公務災害補償、地域の自主防災組織活動および防災士の状況についての質問がありました。

民生費、衛生費に関しては、委員より、行路病人死亡人取扱事業について、現状はどうであったのかの問いに対して、10月23日、三十坪の踏切付近で倒れていた方が東近江総合医療センターで治療を受けた対応を行ったものであり、3月議会で補正をお願いするものです。その間、予算流用は社会福祉総務費の臨時福祉給付金から行ったとの答弁。

委員より、太陽光発電システム設置助成事業において、苦情などはないのかどうかとの問いに対して、町の補助は一般住宅の屋根に設置する分であり、町内業者による施工で商品券を補助としており、苦情は聞いていないとのことでした。

委員より、臨時福祉給付金給付事業の状況および児童健全育成事業の学童太陽の子の増築進捗状況についての質問があり、答弁として、臨時福祉給付金については、

低所得者に対するもので、対象者は今年度と同じである。ただし、老齢年金受給者への加算として、2,200人に3万円支給となる。繰越事業であり、この夏までに支払う予定である。学童保育所太陽の子の増築に伴う竣工式は、3月26日の予定であるということでした。

そのほか、ファミリーサポートセンター事業予算や福祉バス運行状況についての質問などが出されました。

午後4時20分、暫時休憩をとり、午後4時30分に再開し、農林水産業費、消防費、土木費、災害復旧費、教育費の審査に入りました。

冒頭、予算特別委員長より、あらかじめ審査時間の延長を告げました。

農林水産業費および土木費に関して、委員より、担い手育成対策事業549万4,000円について、どのような方が対象なのか、中山間地を対象としたメニューとしてはどうかの問いに対して、対象は担い手か法人など大規模な方、また中間管理機構で農地の集積をしている方で、農機具を大型化し効率的にするなどが条件である。通常の中百姓の方では難しい。ただ、日野町でも申請いただいている方もあり、予算の枠は設けておきたいとの回答。

委員より、有害鳥獣駆除事業で719万4,000円の減額となっている。現状をどう捉まえているのかの質問に対して、銃器による駆除を猟友会にお願いしている。サルについては80頭くらいの許可頭数にほぼ届く見込み、鹿、イノシシについては目標数に達しない状況である。猟友会の高齢化も要因の1つであるが、各集落でも、柵の設置だけでなく、おり・わな免許をとっていただきたいとの答弁。

また、委員より、農業基盤整備促進事業の山本地域と木津地域の整備状況ならびに土木費の社会資本整備総合交付金事業の進捗状況と事業の完了を求める質問がありました。

教育費では、委員より、幼稚園と中学校の電気代が大幅減であるのに、小学校は大幅増となる補正予算であるが、なぜ大きく違うのかの質問に対して、一昨年、教室用エアコンを設置した電気代のデマンド値の設定がどのようになるのか、当初予算では予想することが難しい状況であった。小学校は、デマンド値が上がり増額補正、中学校では、エアコンはガス方式となっており、電気代を含む需要費の計上予算が結果として多かった。幼稚園は、電気代を含む需要費が、結果として、当初予算時に比べ減額となったものであるとの答弁でした。

委員より、教育施設整備資金積立基金はどれだけあるのか、今後、大規模修繕計画はどうかの問いに対して、基金額は平成27年度末で3億6,300万円である。今後の整備計画は、近い年度で日野小学校の給食室、将来的には各幼稚園・小学校の校舎やグラウンド、給食調理室などの計画的改修との回答でありました。

ほかに質問もなく、質疑を打ち切り、午後5時35分、第1日目の平成27年度一般

会計補正予算（第3号）の審査を終了いたしました。

予算特別委員会第2日目を3月16日午前8時56分から議会委員会室において開催いたしました。

付託案件は、議第26号、平成28年度日野町一般会計予算であり、出席議会は全員であり、町執行部側は前日と同様のメンバーが出席いたしました。

まず最初に、平成28年度日野町一般会計のうち、歳入、議会費、総務費、消防費、公債費について質疑に入りました。

歳入について、委員より、法人町民税が6,000万円減額となっているが、その要因と今後の見通しについての問いに対して、法人町民税は、前年度と比較しても全体的に前年割れになっている法人が多く、28年度の予算にも影響してくる。また、26年の9月議会で承認された法人税割が2.6パーセント引き下げになったことも影響を受けている。平成28年度は、当初予算は平年ベースで見込んでおり、極端に落ち込むことはないとしているとの答弁。

議会費、総務費に関しては、委員より、庁舎別館の改築について、どのような検討を行ってきたのかの質問があり、答弁としては、耐震診断を行うと数値がよくないので、耐震補強が必要となった。ブレス補強も検討したが、外壁や屋根の取りかえが必要となった。水防倉庫や備蓄倉庫、災害応援機関の部屋など防災機能を強化する建物を検討している。そのようなことから、約4億4,000万円の規模となったとのことでした。

また、庁舎別館改築での太陽光発電設置に伴う活用問題についても質問がありました。

委員より、18歳の選挙について、どんな対策を考えているのかの問いに対して、全国的に18歳になることから、国や県も啓発されるので一緒に啓発していくとの答弁。

委員より、地方創生交付金事業、子どもの読書はぐくみ事業について質問があり、今までの子ども読書活動推進事業を充実させ、特に乳幼児をお持ちの家族への読書支援サービスを強めるものとの答弁でした。

そのほか、委員より、固定資産台帳の整備予算に関することや、地域おこし協力隊の今後の活動についての質問をはじめ、議会でのインターネット配信の時期についてや、議会の議事録ホームページ掲載をスムーズに行うことや、行政コスト計算書の議会への提出など、要望がありました。

消防費については、委員より、28年度は第3分団の消防ポンプ車を更新するが、次の計画はとの問いに対して、第1分団鎌掛と第2分団は、前回、平成15年度に購入しており、15年経過で消防ポンプ車の状況を見て更新を考えているとの答弁でした。

午前10時16分、暫時休憩をとり、午前10時30分に再開し、民生費、衛生費の審査に入りました。

委員より、一時預り保育の現状についての質問があり、答弁として、わらべ保育園で一時保育を行っている。全体では、数は減っているが、子どもを見られないという状況は増えており、ファミリーサポートの利用につながればよいと考えている。

委員より、地域の方たちで子育ての援助、サポート、一時預りなどを取り組むことはできるのか、また何か資格が要るのかとの質問に対して、ファミリーサポートセンターは、協力会員と依頼会員の調整を行うところであり、地域でそうした活動を受けていただけるのであれば相談に乗らせていただく。子育て支援員として、一定の講習の受講が必要であるとの回答。

委員より、障がい者グループホームについての問いがあり、答弁として、グループホームの事業主体はわたむきの里福祉会である。大窪岡本町に1棟、大窪のアパートに1棟、大窪堀端町に1棟、また、今回新たに重症の心身障がい者を対応する内池に1棟、合計4棟である。

そのほか、委員より、児童虐待防止対策の対応をはじめ、老人福祉施設入所の措置や予防接種事業、学童保育所事業など多岐に渡る質問がありました。

ほかに質問もなく、午前11時45分、質疑を終了し、休憩に入りました。

午後1時30分、委員会を再開し、労働費、農林水産業費、商工費の審査に入りました。

商工費、労働費に関して、委員より、商店街等活性化事業、にぎわいのまちづくり総合支援事業費補助金の内容はの問いに対して、日野ギンザ商店街が県の採択を受けて買い物商品を宅配される事業への補助であり、県が2分の1、町は4分の1との答弁。住宅リフォーム促進事業の内容については、平成28年度から仮設工事、解体費用も助成対象となる方向で検討しているとの答弁でした。

委員より、シルバー人材センターの登録者数と、シルバー人材センターに依頼すると費用が高いとの話を聞くが、把握しているかとの問いに対して、登録者は330名程度、シルバーの時給は850円程度で高いということは聞いていないが、その旨伝えさせていただくとの答弁。

委員より、日野高校生と商店街などの連携した取り組みが大切と思うがどうかの問いに対して、地元高校生が地元に関心を持ってもらうことは大切である。町の観光を勉強していただく機会として、観光ボランティアガイド協会と連携することについて、高校と協議をさせていただいているとの答弁。

そのほか、委員より、氏郷まつりでのテント費用の公平性の問題や中野城址の管理問題、創業支援事業の強化などについて質疑がありました。

農林水産業費に関しては、委員より、担い手育成対策事業での小口農業や若者の

新規就農者のための補助制度はどうかとの質問に対して、新規就農支援事業補助金がある。青年対象で、農業経営開始から5年以内の45歳までで、認定新規就農者の認定が必要ですが、農業が軌道に乗るまで、生活費も含め150万円の補助がある。また、経営体育成支援として新規機械導入の補助もあるとの答弁。

委員より、農地中間管理機構の現状はの質問に対して、農地中間管理機構は今年で2年目、平成26年度は2ヘクタール程度であったが、面積は昨年から10倍程度となっているとの答弁。

また、委員より、グリーンツーリズムで三方よし・近江日野田舎体験推進協議会が法人化されたが、状況やメリットはどうかの問いに対して、受け入れ人数の変動はあるが、収支については大きな変動はないものと考えている。町のメリットは、地元、地域を元気にする土台ができたものと考えているとの回答でありました。

そのほか、猟区設定の見直し、日野町での米の特産、みずかがみ、秋の詩の品種のPRなどの質問もありました。

ほかに質問もなく、午後2時50分に質疑を終了し、暫時休憩に入りました。

午後3時5分再開し、土木費、教育費の審査に入りました。

土木費では、委員より、町道西大路鎌掛線、町道奥之池線の見通しはどうかの問いに対して、西大路鎌掛線の用地購入と工事は530メートル、補償は西大路地先の建物、奥之池線は法線が決まっているので用地購入を行うなどの答弁がありました。

委員より、木造住宅耐震改修促進事業の状況はの問いに対して、平成27年度、耐震診断は6件、バリアフリー改修の希望はなかったので減額させていただいたとの回答でありました。

委員より、河川愛護活動委託金が大きく増額となっているが、その要因はの質問に対して、自治会で行っていただいている堤防の草刈り、河川の浚渫の取り組みが増えたので、その実績に合わせて予算化したものであるとの答弁。

委員より、社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）で、橋梁修繕工事3カ所はどこか。県道西明寺安部居線の計画で佐久良で排水問題が心配されている、町道奥之池線との関係もあるのでしっかり対応願いたいとの問いに対して、橋梁修繕は野神橋、木津橋、前垣外橋の3つの橋、排水対策が詳細設計に反映されるよう県に伝える。町道奥之池線の排水も県道により影響を受けるので、複合的に検討していきたいとの回答でありました。

そのほか、地籍調査事業や町道大窪線での除雪処理問題、都市計画の見直しと町の地政問題など質問がありました。

教育費では、委員より、給食設備改修で米飯をされるが、設置ができていないのにされていない。設置ができていない学校を待つのでなく、投資したならば、できたところから活用すべきではないのかとの問いに対して、給食負担金のことなども考

えると、日野小学校の施設を整備した時点で、西大路小学校と南比都佐小学校での対応策を講じて、全小学校同時に行うのが適当でないかと考えているとの答弁。

委員より、学校給食の食材での放射性物質検査の県下の状況はの問いに対して、甲賀市と高島市は調理した食材を毎日検査している。大津市は調理前の検査を行っている。竜王町は年2回委託して検査をしている。検査機器は300万円程度必要であり、そこに人件費等が加わるため、経費がかかると思われるとの回答。

そのほか、学校給食での地元食材をストックできる施設整備の要望や、新たに配置されるソーシャルワーカーの役割についてなど質疑がありました。

教育費の社会教育費、保健体育費では、山中邸ふるさと館での伝統料理提供の人数制限の改善要望や通学合宿の防災キャンプの取り組み状況、金剛定寺本堂改修ついでなどの質問がありました。

ほかに質問はなく、質疑を打ち切りました。

これより、本会議に付託された2議案について討論に移りました。別に討論もなく、一括して採決に移りました。町長提案どおり可決決定することに賛成の委員の起立を求め、起立全員で議第19号、平成27年度日野町一般会計補正予算（第3号）および議第26号、平成28年度日野町一般会計予算については、原案どおり可決すべきものと決し、午後4時38分に閉会いたしました。

以上をもちまして、予算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（杉浦和人君） 続いて、諸般の報告を行います。

人口減少対策特別委員長 6番、中西佳子君。

6番（中西佳子君） 平成28年第2回定例会人口減少対策特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る3月23日午前8時59分より、第2委員会室において人口減少対策特別委員会を開催いたしました。委員全員と議長、執行側より藤澤町長、平尾副町長、沢田総務政策主監、以下関係各課職員出席のもと、町長、議長の挨拶をいただき、企画振興課より平成27年度国勢調査の人口速報集計結果について、また、空き家情報登録・空き家利用希望情報登録件数および空き家見学ツアーの状況について説明を受け、続いて、建設計画課より日野町空き家等実態調査の結果について説明を受け、質疑、意見交換に入りました。

委員より、日野地区の人口増減率0.27について、どの地域が増加しているのか。

企画振興課より、詳細は分析中であるが、増加しているのは村井1区宮前町、村井3区の横町、大窪1区的双六町、松尾2区、上野田下、中道となっている。

委員より、人口増加率の高い市町の中で、日野町は減少率5位となっているのに、愛荘町が増加率4位となっている理由は何か。また、都市計画、住宅政策、農地法の関係で家が建てられないが、そのところはどうか。

企画振興課より、愛荘町はJRに遠くない。都市計画の線引きの関係などで、農地を埋め立てられ、家が立ち並んでいるのを見かける。人口増加の契機ともなっているが、田から宅地といったブロック区画の問題もある。コミュニティーとしては難しいと聞いている。

委員より、空き家ツアーのアンケートでは、「興味はあるが、住むかどうか分からない」がほとんどだが、参加者への追加アクションの取り組みはどのようなか。また、交付金の具体的内容を知りたい。

企画振興課より、参加者については、1世帯に利用希望登録してもらっているが、多くの参加の割には効果が低い。これまで日野の観光的なPRも含めて2回実施した。今後も検討していきたい。加速化交付金については、空き家調査の分析を行い、それをもとに直接所有者にコンタクトをとり、登録していただけるよう力を入れていきたい。住宅施策については、加速化交付金の中で調査してはどうかと考える。警察署跡地、西大路地区の調査も考えている。

委員より、国勢調査の状況は、将来のシミュレーションを見る上で想定した結果なのか。食いとめることはできたと考えているのか。また、空き家の実態調査を踏まえて、今後の利活用はどのようにされるのか。

企画振興課より、人口ビジョンと速報の関係で、タイムラグ的なこともあった。5年ぐらい進んでいる状況である。シミュレーションをもとに予測した場合にどうなるか、分析を考えている。予想外に転出が多い。就労関係が均衡していた平成22年ごろは、多くのレオパレスが派遣労働者の住居地として提供されていたが、その後、空き部屋が多くなるなど、そうしたことも影響している。今後、田園回帰1パーセントと提唱されている取り組みを町全体でも考えていきたい。空き家の登録制度を進めていきたい。

委員より、空き家実態調査の結果を地元にも提供してほしいとの声があるがどうか。

建設計画課より、異動も多く、危険な空き家は自治会も把握できていないところもあるので、できる部分の情報提供はしていきたい。当事者、自治会、行政で連携した対策が必要と思っている。

委員より、空き家登録は新興住宅地でもできるのか。空き家登録制度に関して、町営住宅の入居時のように条件を定めているのか。

企画振興課より、新興住宅地での空き家登録はできる。既に登録していただいている。登録制度は明確な基準はない、今後検討していく。条件として、自治会への加入の誓約はもらっている。

委員より、平成22年9月の議会質問の回答では、少し手を加えればよい家が50パーセントあり、その対策はできなかったのか。最低限のところは町が直すことはで

きないのか。住んでいるのに空き家になっていることもあると聞いたがどうか。

企画振興課より、22年の調査はA、B、Cと客観的に調査しただけである。空き家のリフォームについては、地方創生の交付金を活用し、これまでの住宅リフォーム制度の3倍を助成することとしているので、その中で対策したい。建設計画課より、空き家の本格的調査は今回が初めてである。平成26年の調査時点から入居されていることもある。また、自治会の役員が知らない場合もあった。

議長より、加速化交付金で人口減少に申請されたのは、野洲、甲良があった。日野は定住、移住で申請されている。その中で、西大路地域の都市計画区域の整備は大事だと思うが、建っている面積の比率で効果はどれだけあるのか。若い人が好まれるのは通学距離である。出雲の里は小学校が近くてすぐに埋まった。学校に近いのは魅力である。西大路の土地は売却されるのか見きわめていけないといけない。警察署跡地は日野祭がネックと考える。

企画振興課より、祭りの関係はそのとおりだと思っている。地元との話の中で、その辺の折り合いは協議しないとイケない。

建設計画課より、西大路地区は13ヘクタールの区画整理を組合施工計画されたが、35パーセント程度の減歩率になることなどでできなかった経過もある。今回、住宅地として開発できるか調査していきたい。

委員より、431件の空き家のうち23パーセントは解体しなくてはいけないと聞いたが、地主との話はできているのか。自治会からの申し出はないか。

建設計画課より、23パーセントは将来危険な空き家になると予想される空き家で、今後、地元とともに跡地利用を含めた対策が必要と考える。以前から、自治会等から要望ある空き家が7カ所、新しい申し出が4カ所ある。7カ所の要望された中で、危険な空き家については、文書で指導を行っている。

委員より、人口が減っていくことだけをとるのではなく、年齢のバランス、地域バランスが崩れていくのをどう保つかが重要と考えている。転入する人の負担になる地域の運営の仕方は、地縁型だけでなく、別の運営方法もあるのでは。日野駅舎は、移住定住促進の中で作文力が必要となるが、どう考えているのか。

企画振興課より、人口を維持するには、いかに人を呼び込み、定住してもらうかが大きい。田園回帰1パーセントは100人の集落なら1年に1人で、町で言うと200人。各集落の中で目標を立てていけば、そう大きな人数ではない。日野駅は交流の場として位置づけ、整備していく。

また、委員より、広域の加速化型518万円について、日野町にかかわるところを教えてください。企画振興課より、草津線から来た方のために看板やレンタサイクルを整備、琵琶湖京阪奈線では駅舎に備品関係を整備させていただくとの答弁がありました。

他に質疑、意見なく、閉会に当たり副町長より挨拶をいただき、午前11時、終了いたしました。

以上で人口減少対策特別委員会委員長報告を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、地域経済対策特別委員長 4番、山田人志君。

4番（山田人志君） それでは、平成28年3月定例会地域経済対策特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

期日は3月22日火曜日午後2時から、第1・2委員会室で開催いたしました。出席者は、委員全員と議長、執行側からは町長、副町長、総務政策主監ほか関係課の職員に出席をいただきました。

最初に、協議事項の1番目で、幹線道路関係の現状について、まず建設計画課から、主要地方道石原八日市線、県道増田水口線、県道日野徳原線、県道西明寺安部居線、名神名阪連絡道路、国道477号について、整備に関する状況について説明を受けた後、質疑に入りました。

委員からは、主要地方道石原八日市線について、随分前から拡幅要望があって、日野町側も東近江市側も双方とも一致した要望であるが、綺田地先の地権者が用地提供に応じていただけるかどうかについて、何か方策があるかという質問があって、建設計画課から、蓮花寺バイパスの先線については、県のアクションプログラムに位置づけをすることが大切で、必要な路線であることは東近江市も重要性を感じていただいているので、時間をかけて周りから盛り上げていきたい。さらに、用地についても、地権者と粘り強い交渉が必要と考えているという答弁がございました。

これについて、委員からは、独自に朝の通勤時間帯1時間での通行量調査をされた結果、1,000台近い車の通行があったこと、さらには自転車も数台通行があって危険なので、ぜひ早期実現に力を合わせていきたいというご意見がございました。

また、別の委員から、土山蒲生日野近江八幡線について、平成27年度は甲賀市から、平成28年度は日野町側から概略設計にかかるというふうに聞いているが、その見通しはどうかという質問があって、建設計画課から、今年度、甲賀市側から3.8キロの概略設計完了し、残りの1.9キロは平成28年度実施予定と聞いているというご答弁がございました。

次に、協議事項の2番目、第5次総合計画における経済対策の進捗状況についてに移りまして、最初に、総合計画の施策17～20に関しまして、商工観光課から進捗状況の説明をいただきました。

その後、意見交換に入りまして、まず、委員から、施策17「誰もがいつまでも働ける安心と生きがいの環境づくりを進める」ということに関して、雇用機会を増やすだけでなく、いつまでも働けることが大事なので、働きかけたはいいけども、労働条件のきついブラック企業などが横行している現状もあって、その対応などにつ

いて聞きたいという質問がありました。商工観光課から、ブラック企業と言われる企業は日野町にはないと聞いていると。これからも労働基準監督署との連携のもとで、企業訪問等によって話し合いを進めていくというご答弁がございました。

これについて、委員からは、労働者はサービス残業させられているからといって、即監督官庁に相談に行こうと勇気が湧かない場合も多いので、そういう方が相談できるような窓口を設けてもらえるとありがたいと思うがどうかというお尋ねがあつて、商工観光課から、総合戦略の中にも若者の就職支援の相談窓口をつくっていくということが挙げられているので、28年度中に研究したいというご答弁がございました。

また、私の方からは、労働行政は非常に幅広い業務であつて、日野町役場で労政を担っていくには、なかなか体制的に難しい状況にあるのではないのかという中で、ワークライフバランスとか女性の就業率、高齢者、障がい者、外国人の就業など、多種多様な問題への対応の体制は、現実的にはどのようなものかというお尋ねをさせていただきます。

商工観光課からは、労働行政については、担当者1名が兼務でやっている。県からの公正な採用に向けての調査について、あるいは労働実態を直接現場に見に行つてというような調査をしたり、通報を受けて対応したりというようなことはできていないのが現状で、調査の分析結果から町内企業の現状をつかむ程度のことではあるが、幅広い業務に対応していかなければならないと感じているというお答えでした。

さらに、私の方から、施策18に関しまして、ギンザ商店街の宅配について改めて具体的な計画をお聞きしたところ、商工観光課から、買い物弱者対策で平和堂ではホームサポートサービスがあつて、地域貢献として宅配サービスをされているが、28年度からはギンザ商店街でも、県と町の補助を受けながら宅配サービスに着手されるというお答えがあり、さらに、それは以前のギンザ街の「むべの木の間」でやっていた宅配サービス事業の復活ですかというふうに聞いたところ、観光課からは、以前の事業は、人の輸送をやって直接商品を見て買っていただくというような取り組みであったのが、人を運ぶということになるとコンプライアンス的に問題があつたので、見直した結果、今回の事業を計画されたというお答えがございました。

また、別の委員から、施策20の「地元企業を育てる」ということに関しまして、野の伝統工芸日野椀や陶芸について、職人さんに対してどのような形で応援をしていただいているのかと。また、多くの人に知ってもらうために、どのような周知をしているのかというお尋ねがあり、商工観光課からは、日野の中の伝統工芸といえれば日野椀であるが、北川木工さんに聞くと、椀の材を県外で仕入れている。できれば町内で仕入れ、つくり、物が動き、販売できないかと投げかけはしているのだが、なかなかルートをつくるまでには至っていない。職人さんの働く場も含めて、基礎

をつくっていくための研究段階であるというお答え。また、周知につきましては、滋賀県の「ココクール」にも日野椀を掲載してもらっている、しっかりと情報発信していきたいというご答弁でございました。

これに関して、委員からは、木や工具も遠いところから仕入れている。椀も日用品であって売値もそう高くないものであって、もうけも少なく、収入が不安定である。伝統を守っていくために、何らかのサポートをお願いしたいという要望がございました。

さらには、まちなみ保存会の方たちが、今ベンガラを垣根に塗っておられるということがあって、そのことを事前に広報されると、興味を持って町並みを見に来てもらえる場合があるのではないかというお尋ねがありました。

商工観光課からは、紅ガラプロジェクトとして取り組んでいただいている。塗る人がなくて朽ち果てないように守る取り組みをされていて、材料代のみ負担してもらって、手間はボランティア。現在のリフォーム補助制度では、棧敷窓のある塀は補助対象としているが、今後は外観補修、あるいは景観形成の観点から、維持についても対象としていけるように研究していきたいというご答弁がありました。

また、これに関して、企画振興課からは、まちなみ保存会については、任意のNPOとして活動されていて、事前の広報ということでいいますと、所有者と作業者の日程、あるいは天気のごあいとか、なかなかうまく日が決まらないこともあって、事前周知の難しさがある。今後は、住民活動の支援という部分で考えていかなければいけないという話をしているというような情報がございました。

これに関して、私の方から、今の話は、1つは町屋のリフォームそのものがビジネスチャンスという話、もう1つはベンガラ塗りを通して、観光資源として町なかに来てもらう、町なかを見に来てもらう、歩いてもらうという両面があるのでお願いしたいという注文をさせていただきました。

また、議長から、議第12号で上程されている地方公務員法の改正がされると、目標を決めてビジョンを進めていくという形になっていくわけですが、行政の中で、特に経済、観光のセンスのある人材が必要となってくる。そこで、計画は立てたが、最後は無理になってしまうというようなこともあり得るのではないかとというような懸念を言われまして、今後は人事配置で政策参与を迎え入れたり、副町長を2人体制にして、1人は経済に特化している人を選任するなど、専門化を図っていかないと進んでいかないのではないかとのご意見がございました。さらに、内部で議論して課題解決に向けて町がどういう組み立てをしていくかが課題であって、そして議会がチェックしていくようになる。そうした専門的な知識を入れて地方創生に向けた特徴的な行政施策を展開するために、役場で専門家を登用することは難しいのかというお尋ねがございました。

これに関しましては町長がご答弁いただきまして、町の特性を生かして山中邸の伝統料理やひなまつり紀行も頑張っていたらいいし、企業の皆さんも頑張っていたらいいと。その中で、行政が果たす役割について、どのようにかわり合っているのかを常日ごろから考えなければならないものと思うと。誰かを呼んできてというのは、地方公務員法の制度上からして難しいのではないかと考えているし、チーム役場として適材適所に職員を配置する中で対応していきたいというご答弁でございました。

また、別の委員から、農業問題に関しまして、行政の指導もあって、近所の仲間でもキャベツをつくっていると。行政として、カット野菜をどうするのか、あるいは日野菜も含めて指導してもらえれば、もっと取り組む人が増えるのではないかとのお尋ね。そこで、日野菜農家の現状とカット野菜の取り組みについて教えていただきたいという質問がございました。

これに対して、農林課の方からは、キャベツの取り組み農家は、JAとの連携もあり増えてきて、キャベツのみならず、野菜は気候変動に大きく左右され、安くなったり持ち直したりしているために、見込み切れない点があるという懸念があるのと同時に、日野菜工場の通年稼働のために、また職員の仕事づくりのためにカット野菜の取り組みを進めようと考えているが、競争の激しい業界で価格競争になってしまうために、まだ安定供給にも課題があって、まずは給食利用でというふうを考えているというお答えでございました。

これについて、さらに委員の方から、日野菜のPRについては、外に出ていってやっているのかというお尋ねがあり、農林課の方からは、県知事が近江牛、近江米、漬物を積極的にPRしている、東京での商談会にも出したりしているというお答えがございました。

これに関して、私の方から、野菜を加工して販売するということは6次産業化になるので、商工観光課としての日野菜のかかわりはどうなのかとお尋ねをしたところ、商工観光課からは、観光協会として日野菜漬物を東京等でPRさせてもらったり、商工観光課では、観光のときのお土産として広めていくというような対応をしているというような話でございました。

また、別の委員から3つの質問がございまして、1点目は、今回取り上げた4つの総合計画の施策の中には道の駅が載っていない、今後の考え方を聞きたいという点。2点目には、女性の管理職登用を組織的に進めていかなければならないが、企業訪問の際にどのように話をしているのか。3点目には、企業訪問数について、当日の委員会に配られた資料の数と商工観光課の説明の訪問数が違って、これはなぜかという質問がございました。

これらに対して、商工観光課からは、道の駅については、以前から話はあったが、

新しく場所を確保してということまでには今のところなっていない。今後は考えていかなければならないと思っているという話。以前はブルーメの丘の青空市場で取り組んでもらっていたが、今は生産が追いつかずに閉めている。野菜の供給体制も大切であるというふうに考えているという話でございました。2点目については、女性の登用について、男女雇用機会均等、ワークライフバランスを取り入れて雇用の平等についても話をさせてもらっているというお答え。3点目について、訪問企業数については、町内企業203社あるうちの50社ほど抜粋して、ピックアップして訪問しているということで、数が一致しないというご答弁でございました。

これに関して、委員からは、道の駅については検討いただきたいし、それと女性が正規職員として安心して働ける職場づくりについては、しっかりと企業訪問の際に伝えてほしいという要請がございました。

また、別の委員から、保育所の充実整備に関して、日野記念病院の事業所保育所と蒲生ゴルフ事業所運営の保育所の状況は把握しているのか。また、町外から日野町内に勤めるために公立・民間保育所に預ける利用者は何人くらいおられるのかというお尋ねがございました。もう1点は、コミュニティービジネスで「かますけ工房」をやっているのだが、町外の方が日野菜を買いに来られても、実は日野菜が売ってないという状況があって、地域に密着しているようでしていないというところから、日野の特産を地域で盛り上げる体制が必要ではないかというお話があって、その上で、鎌掛で通年雇用6人を使ってほしいとJAさんから言われているが、日野菜の生産量が少ない。そのため、一畝ずつ責任を持ってつくってもらいたいような制度を考えているので、そういった支援もお願いしたいという要望がございました。

最初の方の質問に対して、福祉課からは、企業内保育所で病院とゴルフ場の2カ所を継続して運営をしてもらっている。20名まで預かっておられると訪問して聞き取ったというお答え。さらに、町外から公立・民間保育所を利用されている方は、継続して五、六人の方ではないかというご答弁がございました。

後段の日野菜に関して、農林課の方から、日野菜生産に関しては役場にも相談があって、堆肥補助とか水田野菜補助等について考えさせてもらうという返答をしているし、JAは、加工場を造るからには生産量を増やすことを町や地元に言われているので、確保に向けて努力していきたいという話であるという情報がございました。

また、議長の方から、道の駅の所管は国土交通省であるが、どこまでが補助対象なのか知っているかという当局へのお尋ねがあって、商工観光課から、駐車場と道路情報とトイレは補助対象で、隣接する特産品販売施設は補助対象外で農林水産省の管轄ですというお答えがありました。

これに対して、議長の方から、実施は地方公共団体であっても第3セクターも対象となりますよと。10キロ以上離れていれば、愛東からも離れている距離なので、日野町につくれるはずである。以前、議会で一般質問もされたので、役場内部で情報共有をしておくようお願いしたいという話がありました。

これに関して、私の方から、県内で初めて経済産業省の中小企業庁の予算を使った道の駅がオープンして、オープンしたてであっても重点道の駅になっているので、参考にしていただきたいという情報提供をさせていただき、議長の方から、その情報提供に関しても共有できれば、経産省の予算で用地確保も含めて話を前向きに捉えていけるので、できるだけ早い時期に研究していただきたいという要請がございました。

また、別の委員から、日野町で求人をされている数、職を求めておられる数、求人側と求職側の数がどれだけ違っているかを把握しているかというお尋ねがあつて、さらに別の質問で、綿向山、そして水を生かすこととということをポイントとして進出している企業はあるのかというお尋ねがございましたが、これに対して、商工観光課から、町内の求職求人数は把握できていない。東近江管内での資料はハローワークからいただいている。今後、若者の就労支援についても研究していきたいというお答えでした。

後段の綿向山、水の利用ということに関しましては、今のところ聞いていないが、綿向山は年間通じて利用者が増えてきているという情報がございまして、これに対して、委員の方から、そうした人が集まる、動くところにはビジネスチャンスがあるので、今後考えていただきたいというご注文がございました。

そして、私の方から、お年寄りの交流サロンが3つ開設されていて、生活支援という認識で始められていると思うんですが、例えば、米原市大野木地区のような視点を変えてビジネスモデルになるような立ち上げをしてみようというようなお考えはおありかということをお聞きしました。

これについて、介護支援課の方から、高齢者の交流サロンは地域でのつながり、支え合いが主であり、現時点においては、コミュニティービジネスにつながる状況のものではない。下駒月、仁本木のサロンは週1回開催されておって、お茶菓子を食べながら話をしたり、自分たちで工夫をしながら交流を図られていると。もう1つの日野地区社協が平和堂で開催されている愉快的な寺子屋については、週4回催し物を企画され、そこに参加されて交流を図られているというような報告とともに、米原市大野木地区では、高齢化がどんどん進んでいく中で、地区で安心して暮らせるよう有志が取り組んで、一步一步進めてこられたもので、日野においても、地域で話し合っ取り組みが進んで、将来的にはコミュニティービジネスにつながっていけばありがたいと思っているので、今後どのように取り組みが進められるか研

究していきたいというご答弁でございました。

さらに、私の方から、伝統料理を継承する会ということに関して、将来的にコミュニティビジネスに展開するような考えはないのかとお聞きしたところ、商工観光課からは、伝統料理を守り、次の世代につなげていくことを目的につくられた団体であって、まだまだビジネスとしては成立しない状況であるが、もうけが出れば継続化につながるので、支援していきたいというお答えでございました。

そして、私の方から、少ない職員体制の中ではあるんですが、福祉や介護などさまざまな分野から始まるいろんな取り組みにあっても、全てがビジネスモデルにつながっていくという視点を持って施策を進めてほしいというお話をさせていただきました。

その他意見や質問はなく、町長から最後にご挨拶をいただいて、午後3時52分に閉会をさせていただきました。

以上で地域経済対策特別委員会の委員長報告を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） 以上をもって各委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

2番、後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） 私は、請願第7号、婦人民主クラブ滋賀県支部および新日本婦人の会日野支部から提出された「平和安全法制」の廃止を求める請願について、総務常任委員会での否決に反対し、原案に対し賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

政府は22日の閣議で平和安全法制、いわゆる新安保法制ですけれども、これを29日に施行することを定める政令を決定いたしました。これは同日午前0時に施行され、歴代政権が憲法違反と判断してきた集団的自衛権の行使や戦闘地域での米軍支援などが法理上可能になります。

閣議では、あわせて新安保法制施行に必要な26本の政令改定も決定いたしました。自衛隊から国連平和維持活動（PKO）に司令官を派遣するための自衛隊法施行令が含まれます。防衛省は、自衛隊員のPKOでの武器使用基準緩和に関するものを

含む訓令約40本についても、29日の施行にあわせて順次整備を開始しており、新たな武器使用基準では、初めて自己防護を超えた任務遂行のための武器使用が可能になります。つまり、現地で弾薬や燃料などを米軍などに届けようとする自衛隊の活動に対して妨害行為が行われた場合、たとえ相手が武力を行使していなくても、また相手が戦闘要員でない場合でも、これらに対して自衛隊からの武器使用が可能になるわけです。

このPKO法の改定で、自衛隊はいわゆる兵站任務にとどまらず、戦闘行為も行う可能性が非常に高まっているわけです。PKOは、1994年のルワンダ政権主導の民族虐殺を機に、この20年余りの間に大きく方向を転換し、人権侵害を保護する責任を担うようになりました。これはたとえ中立性を失って内政干渉となることも踏み越えて武力行使をしてでも国際人道法遵守、紛争参加も辞さず、住民保護をするというように変化してきたわけです。

これは元PKO幹部で、現在、東京外語大学教授の伊勢崎賢治氏の体験の告白からも明らかになっており、PKO部隊が好戦的な部隊へと変化し、見せしめに惨殺された仲間のために復讐心が起こり、交戦規定を偏向的に見るようになり、現場では復讐戦が繰り返され、民間人が含まれていたかどうか確認もせずに殺戮や殲滅をしたといえます。

また、昨年末には、この滋賀県高島市にある今津駐屯地から南スーダンに向けて陸上自衛隊の部隊が出発しましたが、現在の南スーダンは、停戦が破られ、住民保護の必要な地域となっており、政府軍対反政府軍の内戦状態、住民虐殺、拷問、7歳の少女たちを含む強姦、誘拐多発、数千人が殺害、数万人が家を追われている、そんな状態です。そして、現地では、少年たちが拉致され、無理やり少年兵にさせられているような現状です。その少年兵たちが自衛隊の武器輸送などを妨害すれば、自衛隊はこの少年兵たちをも武力で排除することとなるかもしれないわけです。

PKOだけではありません。政府与党は、この新安保法制の必要性を訴えるために、よく北朝鮮のミサイル問題や中国の脅威などを持ち出してきました。ですが、駐ウズベキスタン大使、国際情報局長、駐イラン大使を歴任され、そして2009年までは防衛大学校の教授をしていらっしやった東アジア共同体研究所長の孫崎享さんがこうおっしゃっています。「北朝鮮がなぜ今日本を攻撃しないか。攻撃しないほうが得だから。北朝鮮が攻撃したら自分の国がなくなるわけだから、北朝鮮のように孤立している国でも、どこかの国を攻撃したらマイナスだということが分かっている。今も世界の指導者の中で、どこかの国を攻撃したら利益になると思っている政治家というのは、まずいないだろう。これは時代が共有する価値観だ」。そうおっしゃっています。私もそのとおりだと思っております。

また、中国の脅威をあおるようなことを政府とメディアは言っておりますが、現

在、中国とアメリカ、そして日本は、経済的にお互いに切っても切れない関係にあります。過去の歴史を見ても、経済的に依存し合っているパートナー同士が戦争をした歴史はありません。

カザフスタンという国があります。石油やガスの世界で5番目か6番目の産油国です。そして、今、中国が一番欲しいものはエネルギーです。では、カザフスタンをとってしまえばいいじゃないかということになります。まして、カザフstanは日本のようにアメリカと同盟関係にあるわけではありません。中国に対抗できるような軍事力も持っていません。じゃあ、なぜとらないのか。基本的に中国も国際社会との連携によって発展してきているわけですから、それにマイナスになることを行うことの方が、とることによる利益よりも大きくなってきたわけです。

だから、軍事力でどこかがどこかをとるという時代は、もう基本的になくなっていくわけです。領土問題に関しても、これはこれを戦争にしないような枠組みをつくればよいわけで、その努力を続けていけば、私は戦争は起きないと思っております。

東南アジアの国々、ASEAN（東南アジア諸国連合）が実践している地域の平和協力の取り組みがあります。ASEANは、東南アジア友好協力条約、東南アジア非核地帯条約、ASEAN地域フォーラム、南シナ海行動宣言、東アジアサミットなど、重層的な平和と安全保障の枠組みをつくり上げ、それを域外にも広げております。

ジャカルタにあるASEANの本部は、ASEANでは年間1,000回を超える会合をやっています。あらゆるレベルで対話と信頼醸成を図っています。だから、この地域にもいろいろな紛争問題があるけれども、戦争にはなりません。何でも話し合いで解決します。それを実践していますとはっきり言っています。

今、私たち日本共産党は、ASEANが実践している地域の平和協力の枠組みを北東アジアにも構築しようと、北東アジア平和協力構想を提唱しております。もちろん北東アジアには、東南アジアにはないような複雑で困難な問題が存在しており、それらの諸問題の解決のためには独自の取り組みが求められます。それらも考慮に入れながら、ASEANを見習い、とにかく何でも話し合いで解決する枠組みをつくり、北東アジア規模の友好協力条約を締結することこそ大切で、集団的自衛権を容認する新安保法制や軍事費の増大に走る今の安倍政権の姿勢は、根本的に間違っていると思います。

この議場の議員の皆さん、皆さんにはそれぞれお立場や事情がおありになると思いますが、日本国民である自衛隊員さんたちが海外で殺し殺されることになるかもしれない、そして、先日22日にベルギーのブリュッセルで起こったような報復テロがこの日本の国内で、市民の暮らす平和なまちで起こるかもしれない、大変危険な

法律が間もなく施行されようとしているわけです。ぜひ皆さんお一人おひとりの良
心に従ってこの採決に臨んでいただきたいと思います。

以上で私の討論を終わります。ありがとうございます。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ありませんか。

1 番、堀江和博君。

1 番（堀江和博君） それでは、私の方からは請願第 7 号、「平和安全法制」の廃止
を求める請願、原案に対し反対申し上げ、また、否決いたしました総務常任委員会
の採決、総務委員長の報告に関しまして賛成討論をさせていただきます。

まず、大前提として申し上げますのは、今この請願は、平和安全法制という国政
の課題でありまして、地方議会の場において主として議論すべき対象とならないも
のとまず考えます。

また、安全保障という非常に深い議論が積み重ねられるべきテーマでありまして、
一地方議会におき安易に結論に導くことは、まだ到底でき得るものではないという
ことから、当請願を採択するべきではないと考えております。

ただ、今申し上げました前提を脇において考えた場合におきましても、昨今の日
本を取り巻く国際環境を鑑みれば、平和安全法制の廃止は現実にそぐわないものと
判断できます。

つい最近、3月18日に続いて21日に北朝鮮がミサイルやロケット弾を日本海に向
け発射いたしました。各国は、国連安保理決議に基づき、協力関係の中この状況に
対応しております。

また、中国船による領海侵犯はこの3月16日にも発生し、ニュースにはならない
だけで継続的な行動が行われております。

不安定化する東アジア情勢において、戦後長年にわたり平和をもたらしてきた均
衡を今後も保っていくためには、平和安全法制は現実的な観点からして必要な法整
備と考えております。

また、昨年には、法案に関してまだまだ理解が進んでいないなどの世論調査が報
道されましたが、最新の世論調査を確認いたしますと、2月20日および21日の共同
通信社による世論調査において、安保関連法案に関し、「廃止するべきではない」47
パーセント、「廃止するべきだ」38.1パーセントとの結果でありました。「廃止する
べきではない」が8.9パーセント上回った形となります。

また、つい最近ですが、3月21日に発表された産経新聞社とFNNの合同世論調
査において、安保関連法について必要と考える人が57.4パーセントで、必要だと思
わない35.1パーセントを大きく上回りました。

以上の調査などからも、平和安全法制に関する国民の理解が進んでいると考える
ことが妥当であります。

以上の国民の世論なども踏まえて、平和安全法制は必要なものであると思われ
ます。よって、委員長報告に賛成をいたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論はありませんか。

7番、齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 私は、今回提出されています「平和安全法制」の廃止を求め
る請願について、18日の総務常任委員会で賛成少数の不採択となりましたので、委員
長報告に反対し、原案賛成の立場で討論させていただきます。

昨年の9月19日にこの法案が参議院で成立してから半年がたちますが、廃止を求
めるうねりがやむことなく、さらに大きなうねりとなっています。しかしながら、
願いは届かず、今月29日から平和安全法制が施行されることとなります。

こうした国政の一連の流れを見ますと、多くの国民の声を無視した行為は、到底
民主主義国家とは思えません。この平和安全法制は、10個の法律を一括改正された
平和安全法制整備法と、もう1つは新しく制定されました国際平和支援法の2つの
関連法を総称するものであります。

これらの改正等の法整備の内容を見ますと、いずれも米軍部隊の武器の防護、
米軍への支援を実施することなど、武力攻撃自体に対処する米軍に加えて、米軍以
外の外国軍隊に対する支援活動を追加するといったもので、これはまさに日本の軍
備を調べて防衛力を高めるための法整備であり、アメリカ軍を支援するための法律
であります。

安倍首相は、事の前に、国民の命と平和な暮らしを守り、国の存立を全うするた
めに必要、我が国を取り巻く安全保障環境が変化したために必要、切れ目のない安
全保障法制を整備するために必要と繰り返すばかりで、何ら納得できるものではな
く、国民への説明責任が果たされないままに強行採決されたことは、極めて遺憾で
あります。

政府は、従来、集団的自衛権の行使は憲法に反すると解釈してきましたが、安倍
内閣になってからは、必要最小限の武力を行使することは、自衛のための措置とし
て憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至ったとして、憲法を拡大解
釈して強行に法整備がされました。

このことは、憲法学者はこぞって憲法違反であると言われていましたし、多くの弁
護士や元裁判官が安全保障関連法は、他国からの攻撃やテロなどを誘発する危険性
を高めるもので、平和に暮らす権利などを保障した憲法に違反するとされています。

よく外交が緊迫する中で攻撃されたらどうするのかと言われますが、国際的に専
守防衛の中で自衛権は認められています。このことは既にあります個別的自衛権の
範囲で対応できるのであります。

日野町は、2015年度、戦後70周年ということで、実行委員会のもとで戦争の悲惨

さと平和のとうとさを語り伝え、二度と戦争を繰り返さないための多彩な事業を開催されました。その総仕上げとして記念誌が発行されています。これがその記念誌であります。議員の皆さんはご覧になっていると思います。

この戦後70年事業の1つに、昨年の日野町戦没者追悼式が行われた8月24日に、議員の皆さんもご出席されましたのでご存じかと思いますが、元日本遺族会会長の古賀誠氏の記念講演会が開催されました。

古賀氏の講演の中で一番印象に残っていることは、政治の貧困という言葉であります。古賀氏は次のように言われています。「政治というものは、いかに大事なものであるのか。政治の貧困は、いかに多くの人たちを不幸にすることに結びつくのか。断じて政治の貧困は許せない。それに今の状況を重ね合わせると、まさに党内論議は行われぬ、全てが政府が決めた方向の中に進んでいってしまう、大東亜戦争のあの無謀な戦争に突入した政治の貧困の状況に刻一刻と近づいているような気がしてならないのであります」と語っておられます。私もそんな気がしてならないのであります。

それから1カ月とたたないうちの9月19日に平和安全法制が強行されたのですから、これは政治の貧困としか言わざるを得ません。こうしたことから、私は強く平和安全法制の廃止を求めるものであります。

憲法9条には、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」。そして、2項には、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」とされています。集団的自衛権の行使を可能とする平和安全法制は、憲法違反であります。

国民を守るため、権力者が暴走しないようにするために憲法があるのですが、その憲法を一番守らなくてはならない者が憲法を守らず、違反しようとしているのであります。

日本の国を守るには、武力でなく、戦争をしない平和国家としての戦後70年の自信と誇りを持って、これからも世界平和の信頼関係を示し、世界中の国々と良好な関係を築くことにあります。決して武力でもって解決するものではありません。

私は、こうしたことから、立憲主義の原則を堅持し、戦争放棄する日本国憲法第9条を守り、生かすことを求めるものであります。

この請願は、日野町民から提出された多くの町民の願いがこめられた請願であります。日野町議会として真摯に受けとめていただくよう願うところでございます。今日もこの請願が採択されることを願って、その行方を見届けに傍聴に来られています。日野町議会でこの請願が採択されないようであれば、一議員として恥じなくてはなりません。日野町議会がこの請願を採択いただき、国、政府に意見書を提出

するよう、ご理解、ご賛同をいただきますようお願いをいたします。

地方議会は国政に対して、請願として意見を届けることが大事な議会であります。

以上、私からの原案に対する賛成討論といたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第10号から議第34号まで（日野町行政不服審査会条例の制定についてほか24件）については、別に反対討論がありませんので、一括採決したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決いたします。

各案に対する委員長報告は、議第10号から議第34号まで（日野町行政不服審査会条例の制定についてほか24件）については、原案可決であります。各案は委員長報告のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第10号から議第34号まで（日野町行政不服審査会条例の制定についてほか24件）については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

続いて、請願第6号、T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書を求める請願についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、請願第6号、T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書を求める請願については、委員長報告のとおり採択と決しました。

続いて、請願第7号、「平和安全法制」の廃止を求める請願について採決いたします。

本請願に対する委員長報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

請願第7号、「平和安全法制」の廃止を求める請願について、原案のとおり、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 少 数 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立少数であります。よって、請願第7号、「平和安全法制」の廃止を求める請願については、不採択と決しました。

日程第2 議第35号から日程第3 議第36号まで（平成27年度日野町一般会計補正予算（第4号）ほか1件）について一括議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。

町長（藤澤直広君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

日程第2 議第35号、平成27年度日野町一般会計補正予算（第4号）。

本案につきましては、第1条のとおり、日野町一般会計予算総額から歳入歳出それぞれ8,200万円を増額し、予算の総額を84億9,564万5,000円とするものでございます。今回の補正は、国の補正予算に伴います追加補正でございます。

詳細をご説明申し上げます。

6ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

説明に当たりましては、右側の説明欄のページを申し上げます。

まず、歳入でございますが、一般財源として、9ページの町税では固定資産税の償却資産税を見込んでおります。

また、国庫支出金につきましては、国の補正予算である地方創生交付金事業（加速化交付金）を新規計上いたしております。

歳出についてご説明申し上げます。

11ページの総務費でございますが、国の補正予算を活用し、近江日野交流・移住・定住促進事業や伝統野菜日野菜振興による地域資源活用事業、獣害対策などの事業を行う地方創生交付金事業（加速化交付金）に必要な経費を新規計上いたしております。

それでは、予算書の説明に戻らせていただきます。

第2条の繰越明許費につきましては、4ページの第2表、繰越明許費のとおり、地方創生交付金事業（加速化交付金）について、翌年度へ繰り越しをし、予算を執行するものでございます。

以上、平成27年度一般会計補正予算（第4号）の提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、日程第3 議第36号、平成27年度日野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

本案は、第1条のとおり、日野町公共下水道事業特別会計予算の補正を行うものでございます。

詳細につきましては、16ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

19ページの歳出でございますが、公債費の確定に伴い、定期償還利子が不足することになりましたので、所要額を増額し、下水道管理費の工事請負費を減額する予算の組み替えを行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

－休憩 11時48分－

－再開 13時05分－

議長（杉浦和人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議第35号から日程第3 議第36号まで（平成27年度日野町一般会計補正予算（第4号）ほか1件）についてを一括議題とし、各案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

－な し－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第2 議第35号から議第36号まで（平成27年度日野町一般会計補正予算（第4号）ほか1件）について、委員会付託を省略し、討論を行い、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

－な し－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

日程第2 議第35号から議第36号まで（平成27年度日野町一般会計補正予算（第4号）ほか1件）について、別に反対討論はありませんので一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決いたします。

議第35号から議第36号まで（平成27年度日野町一般会計補正予算（第4号）ほか1件）については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第35号から議第36号まで（平成27年度日野町一般会計補正予算（第4号）ほか1件）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4 決議案第1号、T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書決議についてを議題といたします。

決議案の内容は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

提出者より提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員長 9番、富田 幸君。

9番（富田 幸君） 決議案第1号、T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書決議について、地方自治法第109条第6項の規定により、別紙の意見書案のとおり提出をいたします。

意見書案につきましては、文書を朗読させていただきまして説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書（案）。

10月5日、米国アトランタで開催されたT P P閣僚会議において、T P P交渉は大筋合意に至った。

その内容は、農林水産物の重要5品目への特別輸入枠の設定や段階的な関税削減・撤廃となっており、国会決議の内容を逸脱しているとの懸念がある中、生産現場には不安の声が広がっている。

また、T P Pは、単に農業問題だけではなく、食の安全・安心、医療、保険、I S D条項など、国民の生活の根本に大きな不安を抱かせるとともに、国や地域の形を大きく変える重要な内容を含んでいる。

よって、日野町議会は、政府と国会に下記事項について強く要望する。

記。

1、農業者のみならず、消費者など広く国民に対して、T P P交渉の合意内容に関する情報を公開すること。

2、T P Pの合意内容について、国会決議を遵守するため、厳格に精査するとともに、T P Pの影響に関する農業者の不安を払拭するための万全な国内対策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月25日。滋賀県蒲生郡日野町議会。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）であります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第1号、T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書決議について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、決議案第1号、T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書決議については、原案のとおり可決することに決しました。

本意見書決議は、日野町議会議長名において政府関係機関宛てに送付いたします。

日程第5 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元へ配付の議員派遣一覧表により議員派遣をいたしたいと思っております。

なお、派遣の変更および緊急を要する場合は、議長において決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣結果の報告を議長までお願いいたします。

日程第6 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元へ印刷配付いたしました文書表のとおり、会議規則第71条の規定に基づき、閉会中の所管事務の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたします。

お諮りいたします。予算特別委員会および人口減少対策特別委員会ならびに地域経済対策特別委員会は、問題調査のため引き続き設置いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、引き続き設置いたすことにし、閉会中の調査をお願いいたします。

ここで、町長より閉会の挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（藤澤直広君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日に日にのどかな春の装いを感じる季節となりましたが、一方で、花冷えと言われるような寒い日もございます。1日1日春本番に近づいているものと、このように思っております。

議員の皆様方には、提案させていただきました平成28年度予算案など、議案33件につきまして慎重なるご審議を賜り、全議案について原案どおり可決をいただきましたことに厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、今議会で可決いただきました予算は、第5次日野町総合計画の後半期のスタート、また、日野町版地方創生戦略策定後初の予算でございます。行政施策を充実し、定住や移住対策、さらには地域の活性化に取り組むことに重点を置いたものでございます。

子育て分野におきましては、子どもの医療費助成の拡大、あおぞら保育園の鎌掛分園の開園、学童保育所第2太陽の子開設、ファミリーサポートセンターの設置などを行ってまいります。

教育分野におきましては、必佐小学校給食室の改修工事、西大路小学校複式学級解消のための教員配置、不登校や教育相談に対応するためのスクールソーシャルワーカーの設置、さらには「言葉の教室」の設置などにも取り組んでまいります。

公共事業の分野におきましても、社会資本整備総合交付金事業による町道大窪内池線側溝改良、町道西大路鎌掛線の道路改良などを行いますとともに、山本地先における農道整備を進めます。さらに、市街化区域における雨水排水事業に着手するとともに、役場庁舎別館を改築し、備蓄倉庫や水防倉庫など、防災機能の強化を図ることといたします。

また、本日、追加提案させていただき、承認いただきました平成27年度補正予算、第35号は、国の地方創生加速化交付金を利用するわけでありませんが、自治体への交

付上限8,000万円満額を確保し、実施することとなりました。空き家の活用、住宅団地の開発調査、日野駅舎への対応、さらには日野菜加工場開設に向けた対応、獣害対策などに取り組んでまいります。

こうした事業に取り組み、日野町を「住み続けたい町」「住んでみたい町」へさらに磨きをかけてまいりたいと考えております。各事業の執行について、ご支援とご協力を引き続きお願いするものでございます。

さて、3月13日まで1カ月にわたり日野ひなまつり紀行が開催され、多くの人を迎えていただきました。「日野の町はいいですね」「たくさんの町民の皆さんが協力されていることはすばらしい」などの声を聞かせていただくことは、大変ありがたいことではございました。

3月15日には日野中学校で、また18日には各小学校で卒業式が行われました。厳粛な中にも温かさに包まれたすばらしい卒業式でありました。子どもは日野の宝であり、この子らが健やかに元気に羽ばたいて育ってほしいと思います。

3月19日には、町立図書館20周年記念行事を開催いたしました。さまざまなイベントがあり、子どもたちもたくさん来て、にぎやかな中で記念事業が行われたことは、大変喜ばしいことではございます。記念講演会についても会場いっぱいになったところではございます。

24日、昨日には、日野幼稚園鎌掛分園の閉園式を行いました。これまで地域の皆さんに支えていただいたこと、4月から保育所あおぞら園鎌掛分園の開園をするということ、大変ご協力をただいておりますことに心から感謝を申し上げる次第でございます。

本日、町誌ダイジェスト版でございます「ふるさと日野の歴史」を発刊することができました。ふるさと日野の歴史を知っていただき、さらに町に誇りと愛着を持って暮らしていただけるための一助になればと、このように考えているところでございます。

3月26日、明日におきましては、必佐学区の学童保育所第2太陽の子の竣工式を迎えることとなります。子育て世代を応援し、子どもの健やかな成長を支援する施設として、ますますの発展を期待するものでございます。

また、明日早朝、平尾副町長を団長に谷総務常任委員長を含む8名の使節団が、姉妹都市韓国恩山面で開催される別神祭へ交流使節団として訪問いただくこととなります。これまでの交流を確かなものにするため、さらに親交を深めていただきたいと期待をするところでございます。

議員各位におかれましては、年度末、新年度を控え、公私ともご多用のところと存じますが、健康には十分ご留意をいただきまして、各方面でますますご活躍をいただきますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たりお礼のご挨拶とさせていただきます。

できます。

どうもありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 去る3月1日から本日まで、平成28年度日野町一般会計予算をはじめとする数多くの諸案件の審議に当たられました議員各位のご苦勞に深く感謝を申し上げます。

平成27年度もあとわずかとなってまいりました。行政執行担当者には、それぞれの事務事業の完結に向け、そしてまた適切な処理をお願いするとともに、平成28年度は各会計予算および事務事業の執行についても万全を期して、計画どおり遂行されることを心から念願するところでございます。

草木のつぼみも膨らみ始め、春の気配が感じられてまいりました。4月になれば学校の入学式、社会においては就職と新しい門出がございます。議員各位におかれましても、十分ご自愛をいただきながら、心身ともに新しい感覚で町政発展のために、また住民福祉の向上のためにご奮闘いただきますよう心からお願い申し上げます。平成28年第2回日野町議会定例会を閉会いたしたいと思っております。

一同起立、礼。

一 起 立 ・ 礼 一

議長（杉浦和人君） ご苦勞さまでございました。

—閉会 13時19分—

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 中西 佳子

署名議員 蒲生 行正